



議案第十三号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することに
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年三月廿三日原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第一号）
の一部を次のように改正する。

第二条の表中「町民運動場」三朝町大字本泉六百八十五番地」を

町営三朝球場	三朝町大字本泉六百八十五番地
町営美の田テニス場	三朝町大字本泉六百八十五番地

に改める。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

施設名	使用時間		使用料
	一日	半日	
町営三朝球場	一日	半日	五〇〇〇円
町営美の田テニス場	一日	半日	二五〇〇円
	一時間以内		一面一〇〇円

備考 町営美の田テニス場の使用料は、一時間を単位として徴収する。

附則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。